

# 第二次土岐市人権施策推進指針

(概要版)

市民一人ひとりが人権感覚を高め、  
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

土 岐 市





## 土岐市人権施策推進指針とは

土岐市における人権尊重のまちづくりの指針となるもので、多様化・複雑化する人権問題に対し、市民の人権意識や社会情勢の変化等を踏まえ、分野別に人権施策を推進するための方針を定めるものです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、平成 23 年（2011 年）に策定した「土岐市人権施策推進指針」の基本的な考え方を引き継ぎながら、国や県等の動向を踏まえ、新たな指針となる「第二次土岐市人権施策推進指針」を策定しました。



## 基本理念

### 「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」

基本理念を実現するために、4つの基本的な方向性に沿って人権施策を推進します

#### ① 人権意識が醸成されるまちづくり

すべての市民が人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身に付け、日常生活の中で人権尊重の意識が定着していくよう、人権意識が醸成されるまちづくりを進めます。

#### ② 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会の中で、差別や偏見のないまちづくりを進めます。

#### ③ 多様な価値観や個性を尊重する共生のまちづくり

個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、生活習慣などを認め合い、様々な人と、ともに生活し、ともに支え合える共生のまちづくりを進めます。

#### ④ 市民協働による、ともに育むまちづくり

地域社会、学校、事業者、市民活動団体、行政などが協働して、様々な人権課題の解決に向けての積極的な取り組みを行い、相乗的効果が発揮できるような市民協働のまちづくりを進めます。



## 推進期間

令和 3 年（2021 年）度を初年度として、令和 12 年（2030 年）度までを推進期間とします。  
なお、社会情勢や国や県の動向等に応じ、弾力的に見直しを行います。



## 基本的な人権施策の推進

### 人権教育・人権啓発の推進

日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重されるため、学校教育や社会教育の場を通じて、社会での規範意識の向上を図られるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めます。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識できるよう、様々な媒体を通じた幅広い周知・啓発に多面的に取り組めます。

#### 施策の方向

学校における人権教育の推進

社会・家庭における人権教育の推進

各種情報媒体を活用した啓発の推進

講演会・講座等による啓発の推進

人権意識を持った市職員の育成

事業者への啓発の推進

### 相談・支援体制の充実

様々な人権問題に対応するため、国・県及び関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。また、虐待など深刻な人権侵害が起こる前に対策ができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備及び周知に取り組みます。

#### 施策の方向

相談機関等の情報提供

関係機関との連携強化

相談員や関係職員の資質の向上



## 分野別人権施策の推進

### 女性

の人権

女性に対する人権侵害の根絶を目指し、被害者の相談支援体制を充実するほか、関係機関との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

#### 施策の方向

性別を理由とした差別等の解消

男女共同参画によるまちづくりの推進

女性に対する暴力等の防止

### 子ども

の人権

子どものころから相手を思いやる気持ちを育む人権教育に取り組むとともに、家庭・学校・地域がともに協力して子どもの人権を守るための取り組みを進めます。

#### 施策の方向

子どもに関する人権の啓発

児童虐待の防止

学校におけるいじめや体罰などの対応の強化

子どもに関する相談支援体制の充実



## 高齢者

の人権

高齢者が健やかで充実した生活が営めるよう、フレイル予防の取り組みのほか、高齢になっても個人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

### 施策の方向

高齢者に関する人権の啓発

高齢者の社会参加の促進

高齢者虐待の防止

高齢者の相談体制の充実



## 障がいのある人

の人権

障がいのある人やその家族などが住みなれた地域で人権侵害を受けることなく安心して暮らせるよう、理解を深める取り組みや社会参加の促進に係る取り組みを進めます。

### 施策の方向

障がいのある人に関する人権の啓発

障がいのある人の社会参加の促進

障がいのある人に対する虐待の防止

障がいのある人の相談体制の充実

## 同和問題

同和問題の解決に向けて、誤った情報により差別意識を持たないように一人ひとりが正しい知識を持つことが必要であり、そのための人権教育や啓発を進めます。

### 施策の方向

同和問題に係る教育の推進

同和問題の啓発

インターネット上での差別の対応

えせ同和行為の排除

## アイヌの人々

の人権

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足による偏見や差別をなくすため、正しい理解を促進するための啓発活動を進めます。

### 施策の方向

アイヌの人々に関する人権の啓発



## 外国人

の人権

本市に住む外国人が地域の一員として、安心して生活できるようサービスの充実を図るなど、多文化共生に取り組み、外国人の人権が尊重される社会づくりを進めます。

### 施策の方向

外国人に関する人権の啓発

多文化共生の推進



## 感染症患者等

の人権

感染症を含め、病気やウイルス等の患者や感染者、医療従事者及びその家族などが偏見や差別の対象とならないよう、正しい知識の普及と理解の促進に努めます。

### 施策の方向

感染症等に関する啓発

感染症等の相談支援体制の充実

## 刑を終えて出所した人

の人権

刑を終えて出所した人や被疑者、被告人が地域社会の一員として社会生活を送れるよう周囲の理解や支援が必要であり、その理解を深めるための啓発活動を進めます。

### 施策の方向

刑を終えて出所した人に関する人権の啓発

刑を終えて出所した人の相談支援体制の充実

## 犯罪被害者等の 人権

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、プライバシーの侵害などの人権侵害を受けることがあり、支援を進めるとともに、問題についての関心や理解の促進を図ります。

### 施策の方向

犯罪被害者等に関する人権の啓発

犯罪被害者等の支援

## インターネットによる 人権侵害

インターネットの利用者一人ひとりが情報モラルを守り、人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解し、利用できるよう啓発を推進します。

### 施策の方向

インターネットによる人権侵害防止の啓発

情報モラルの向上

学校における ICT 教育



## 北朝鮮当局によって拉致された被害者 の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害であり、この問題についての関心と認識を深めるため、啓発などの取り組みを進めます。

### 施策の方向

北朝鮮当局による拉致被害者等の人権の啓発

## ホームレス の人権

ホームレスにならないための生活・就労相談を受け付けるとともに、ホームレスに対する差別や偏見を解消するための啓発活動も進めていきます。

### 施策の方向

ホームレスに関する人権の啓発

ホームレスの相談体制の充実

## 性的少数者 の人権

多様な性のあり方がありますが、性のあり方にかかわらず、すべての人の人権が尊重されるよう、理解を深め、必要な配慮ができるような社会づくりを進めます。

### 施策の方向

性的少数者についての正しい知識の普及

性的少数者の生活しやすい環境の整備



## 人身取引

人身取引について、国内でも発生する問題であることなど、関係機関と連携し、市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

### 施策の方向

人身取引に関する人権の啓発

## 災害に 起因する 人権

災害時には被災者の状況に応じ、必要な配慮ができるよう理解を促進する取り組みを進めます。また、不確かな情報に左右されず、正しく情報を理解できるよう啓発を進めます。

### 施策の方向

災害に起因する人権の啓発

災害時の情報提供

人権に配慮した避難所の運営



## 働く人 の人権

すべての職場において、一人ひとりが人権を尊重できる環境整備のための啓発やハラスメント防止のための啓発を推進します。

### 施策の方向

職場における人権啓発

職場におけるハラスメントの防止



## 指針の推進

### 推進体制

- 本指針を総合的・効果的に推進するため、庁内の関係部課による「土岐市人権施策推進会議」を中心に、全庁的な取り組みを進めます。
- 関係団体や地域、学校、市民活動団体、事業者などの理解を得ながら施策を進めます。
- 国、県、周辺自治体、関係団体・機関などと緊密な連携と協力を図ります。

### 進行管理

- 本指針については、定期的に進捗と効果の確認などの評価を行います。
- 人権に関する情報や資料の整備・充実を図り、本指針を推進します。
- 必要に応じて市民意識調査など必要な調査、研究を進めます。
- 本指針の進捗状況等をホームページ等で公表し、広く市民意見を反映できるよう努めます。



## 相談機関

人権を侵害された、されたと感じたら相談窓口にご相談ください。

例えば… いじめや体罰を受けた  
差別や名誉棄損を受けた  
インターネット上でプライバシーを侵害された など



みんなの人権 110 番	0570-003-110
多治見人権擁護委員協議会	22-1002(岐阜地方法務局多治見支局内)
岐阜県人権啓発センター	058-272-8252
土岐市人権相談 (市役所まちづくり推進課)	毎月第 2 木曜 午後 1 時 30 分～ 54-1207

一人で悩まずにご相談ください。

### 第二次土岐市人権施策推進指針

(概要版)

令和 3 年 3 月

土岐市 地域振興部 まちづくり推進課

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101

電話：0572-54-1111 (代) E-mail：machisui@city.toki.lg.jp

